

はじめに

技能検定は、働く人たちの技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度です。

合格者には特級・1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級・3級については宮崎県知事名の合格証書が交付され、それぞれ「**技能士**」の称号が与えられます。

重要なお知らせ

実技試験受検手数料減免について

令和5年度後期から宮崎県独自の助成制度が開始され、2・3級の実技試験手数料の減免対象が拡大されました。

対象となる方は下記のいずれかの項目に該当する方です。※年齢は本年4月1日現在

- ・ 2・3級を受検しようとする35歳未満の県内に居住、県内の学校等に在学又は県内で就労している方
- ・ 3級を受検しようとする学校等の在校生

(詳細については3～4ページをご覧ください。)

シーケンス制御作業について

「電気機器組立て職種」の「シーケンス制御作業」については、令和5年度より「電気機器組立て職種」から分離し、「シーケンス制御職種」の「シーケンス制御作業」として新設されました。(以下、令和4年度までのシーケンス制御作業は「旧シーケンス制御作業」と、令和5年度以降のシーケンス作業は「新シーケンス作業」とします。)

このことに伴い、「新シーケンス制御作業」は「旧シーケンス制御作業」とは別職種の試験とされ、「旧シーケンス制御作業」の合格をもって自動的に「新シーケンス制御作業」の合格とは認められません。

ただし、別途申請手続きを行うことで「旧シーケンス制御作業」の合格をもって「新シーケンス制御作業」を合格とし、合格証書を取得することができます。

なお、「旧シーケンス制御作業」の実技または学科の一部合格は自動的に「新シーケンス制御作業」の同一等級の一部合格として適用されます。

【※詳細については以下をご覧ください。】

宮崎県職業能力開発協会ホームページ

<https://www.syokuno.or.jp/>



宮崎県職業能力開発協会